

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第一号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十九号2(1)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和三年八月二十日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

令和三年八月二十一日から令和四年五月三十一日まで